

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う条例制定等 に関する素案に対する皆さんの意見を募集します。 (パブリックコメント実施のお知らせ)

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)が改正されました。

この改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体それぞれで異なる規律が適用されていたものが、法に統合され、全国的な共通ルールとなります。

このことから、芦屋町においても法の適用を受けることとなるため、現行の芦屋町個人情報保護条例を廃止した上で、法の中で条例に委任された部分を町の条例として、必要な事項を定め、引き続き個人情報の適切な保護を図るものです。

この度、条例素案がまとまりましたので、住民のみなさんにお知らせし、意見を募集します。

| 意見募集の対象

町内に住んでいるか、通勤・通学している人

| 期 間

令和4年12月27日(火)～令和5年1月26日(木)

* 郵送の場合は提出期間の最終日必着

| 素案の配布場所

芦屋町役場(総合案内、総務課)、中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館、総合体育館、町のホームページからもダウンロードできます。

| 提出方法

別紙様式または任意様式に必要な事項(住所・氏名・年齢・性別)を記入し、持参・郵送・FAX・電子メールにて提出

| 提出先・問合せ

〒807-0198(住所不要)

芦屋町役場総務課庶務係

T E L : 223-3572 F A X : 223-3927

メールアドレス : syomu@town.ashiya.lg.jp

| 意見に対する対応

提出された意見は、条例制定の参考とします。

意見は住所、氏名などの個人情報を除き、町の考え方とあわせて公表します。

また、提出者に対する個別の回答は行いません。

なお、誹謗中傷や匿名の意見、電話による意見は受け付けできません。